

受水槽以下設備の設置基準

令和 7 年 1 0 月

目 次

1. 総 則.....	1
1. 1 目 的.....	1
1. 2 適用範囲.....	1
2. 受水槽.....	2
2. 1 容量の決定.....	2
2. 2 設置条件と構造.....	2
(1)設置条件.....	2
(2)構 造.....	3
(3)オーバーフロー管（越流管）.....	5
(4)高架水槽.....	5
3. 受水槽以降の設備.....	6
3. 1 給水方式.....	6
3. 2 給水方式の条件.....	7
3. 3 維持管理.....	7
4. 手続き方法.....	7
4. 1 一般事項.....	7
4. 2 協議方法.....	7
4. 3 各戸計量徴収の協議.....	8
4. 4 各種の変更及び取消し.....	8
4. 5 導管設備工事の申込・しゅん工届.....	8
4. 6 給水装置工事の申込・しゅん工検査.....	9
4. 7 給水使用開始の申込・給水開始等.....	9

受水槽以下設備の設置基準

配水管から上水を貯留して給水する受水槽式給水による受水槽設備（以下「導管設備」という。）は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定する給水装置でないため、導管設備の維持管理については、使用者又は所有者の責任において行うものであるが、水道用水供給の見地からは、これらの施設を通じて使用される水も飲用に適したものであることが要求されるものであるから、導管設備といえどもその水質の保全のための規制を、その設備の総体に加える必要がある。導管設備に対し適正な指導を行うことにより使用者又は所有者の維持管理を適正かつ容易ならしめるため、大崎市水道事業給水条例施行規程第 28 条の規定に基づきこの基準を定める。

（給水方式の原則）

1. 受水槽式給水は建物 1 棟ごとに受水槽を設置するものとする。ただし、一区画ごとに数棟まとめた建物においては、高置水槽を設けることができる。
2. 受水槽式給水の建物には、直結式と受水槽式の給水方法の併用は認めていない。
3. 高層建築物については、8 階ないし 10 階程度をもって配水系統を分離し、あまり高圧とならないように配慮しなければならない。
4. 消火用貯水槽を設置する場合は、ポンプ並びに配管は別系統とし一般給水と連結してはならない。
5. 直結増圧式給水方式は、5 階までを原則とする。ただし、6 階以上においては減圧弁等を設置し使用することができる。

1. 総 則

1. 1 目 的

この要綱は、受水槽以下設備（以下「導管設備」という。）の施行及び管理を適正かつ合理的に行うため「大崎市給水装置工事設計施工基準（以下「施工基準」という）」、「建築基準法施行令（政令第 338 号）」及び「建設省告示（第 1597 号・1674 号・1924 号）」に基づき、受水槽以下設備の施工について定めることを目的とする。

1. 2 適用範囲

この基準は、簡易専用水道（法第 3 条第 7 項の規定に基づく貯水槽有効容量の合計が 10 立方メートルをこえるもの）特定建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 20 条）及び貯水槽水道（法第 14 条第 2 項第 5 項の規定に基づく貯水槽有効容量の合計が 10 立方メートル未満のもの）等、大崎市水道事業の水を水源とした受水槽方式により給水される施設に適用されるものとする。

（事 前 協 議）

給水方式が貯水槽式給水となる場合、または増改築を行うにあたって申請者は「受水槽式給水事前協議申請書」に位置図、使用水量、管径計算書、その他関係書類を添え管理者と協議しなければならない。

なお、別途協議が必要な事案については、次の事項をとし建築設備設計基準(国土交通省作成)に記載された、確保すべき水量の算定を行わなければならない。

- (1) 災害時応急対策活動施設
- (2) 地域防災計画等で避難所となる施設
- (3) その他の施設

2. 受水槽

2. 1 容量の決定

受水槽の容量は、計画一日使用水量（以下「計画使用水量」という。）の $4/10$ から $6/10$ を有効容量で確保する。ただし、緊急避難施設及び官公庁など緊急災害対策本部となりうる施設については、その限りではない。

[計画使用水量の算定方法]

- (1) 使用人員から算出する場合 （1人1日当り使用水量×使用人員）
- (2) 使用人員が把握できない場合（単位床面積当り使用水量×延床面積）
- (3) その他 （使用実績等による積算）

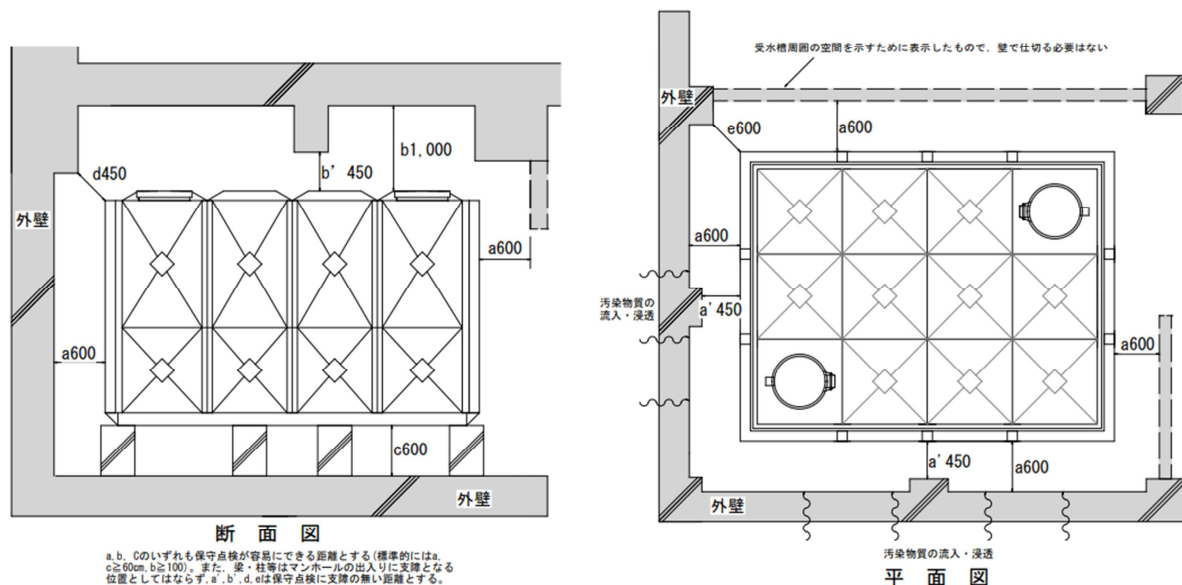
2. 2 設置条件と構造

受水槽の材質は、強化合成樹脂製(FRP製など)またはステンレス製であり、十分な強度を有し耐久性にとみ、水槽内の水質に影響のない構造とすること。また、覆蓋を設け漏水、汚染等の恐れのない構造であり、建築基準法等に基づくものとする。

(1)設置条件

- 1) 受水槽は、点検、清掃、修理が容易で常時人の出入りしない場所に設置すること。
- 2) し尿浄化槽、汚水ます等の汚染源に接近させないように位置を決定すること。ただし、止むを得ず接近する場合は、地上式としなければならない。
- 3) 屋外に設置する場合は、フェンス等で囲み容易に立ち入れないよう
- 4) 受水槽は床置き型とし、天井、底、周壁は外部から点検できるスペースを確保すること。

図1



- 1) 受水槽は、地上式・半地下式、または床置き式とし、受水槽の底・周壁は、外部から容易かつ安全に保守点検（6面管理）ができるよう建物や他の構造物等から60センチメートル以上、天井は1メートル以上の離隔をとり設置する。
- 2) 受水槽の構造は、原則として地上式又は床上式とする。ただし、建築物の構造上設置することが困難な場合は、事前承認により半地下式又は半床上式とすることができる。この場合でも、水槽上床盤は地上又は床上60センチメートル以上、天井から1メートル以上の離隔をとり設置する。
- 3) 受水槽の塗覆装、水質に影響のない防水層又は防水塗装を施さなければならない。
- 4) 受水槽には、修理又は清掃のため、マンホール及びステップを取り付けること。マンホールは、流入口とステップの支障とならない位置に設置するとともに、屋外にあっては10センチメートル以上、屋内にあっては50センチメートル以上受水槽上床盤より高くしなければならない。また、蓋は直径60センチメートル以上のものを使用し、密閉形で施錠ができるようにすること。
- 5) 通気管・通気口は、雨水、^{じんあい}塵埃及び防虫に注意するとともに、管端開口部から衛生上有害なものが入らない場所とする。更に、管端開口部から衛生上有害なものが入らないよう、防虫網を取付ける等の措置を講じること。

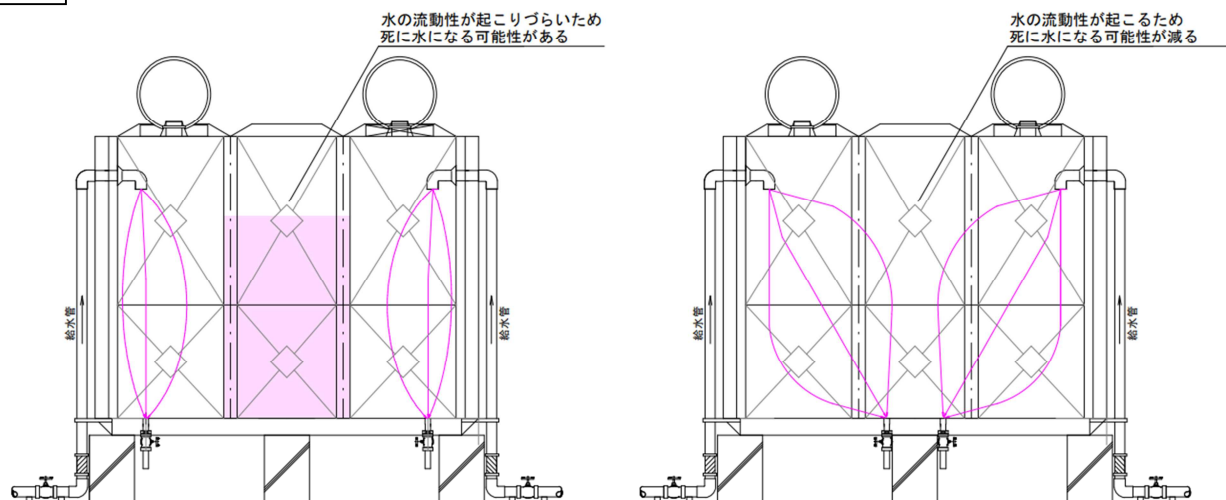
- 3

- ④ 槽内の水を全部自然排水することができないところでは、排水ますを設けてポンプ排水のできる設備とすること。
- 8) 給水管の位置とポンプの吸い込み位置は、死水の生じないよう対策を設けるため対角に配置しなければならない。

図 3

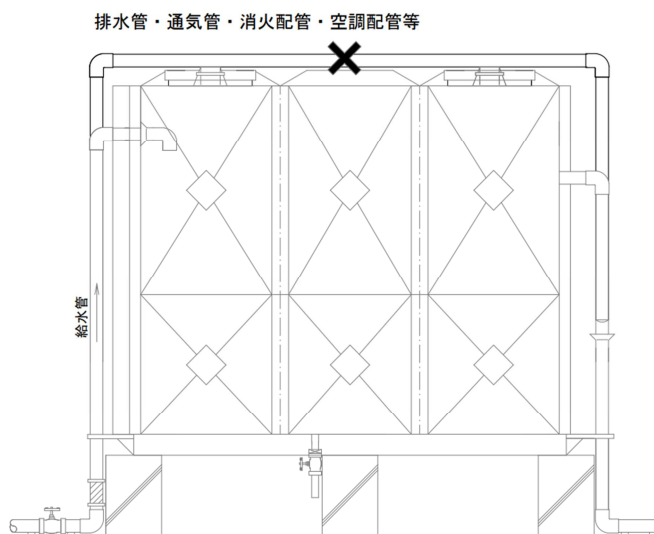
○入水と出水を平行にする

○入水と出水を対角にする



- 9) 受水槽には、給水設備以外の管を貫通させないこととし、受水槽の上部には原則としてボイラー、ポンプ、機械類、給油管、排水管を設置してはならない。

図 4



- 10) 受水槽を地下に設置する場合は、保守点検等の維持管理が常時安全にできるよう考慮する。
受水槽を建物内部に設置する場合は、受水槽上部空間には、空調機器・ボイラー・ポンプ等の設置、及び排水管、空調関係管等の配管をしない。
- 11) 計画使用水量を超える受水槽を設置する場合は、自動塩素注入装置などの補助施設を設置すること。
- 12) 緊急避難施設及び官公庁など緊急災害対策本部となりうる施設においては、受水槽と併せ貯水槽の検討を行うものとする。

(3) オーバーフロー管（越流管）

オーバーフロー管は、次の各号に適合していなければならない。

- 1) オーバーフロー管は、高水位（満水面）に設け流入量等を考慮して決定する。なお、管端部は間接排水とするため排水管及び排水ます等とは、有効な排水口空間を設けるとともに、管端開口部から衛生上有害なものが入らない場所とし、更に金網を取付ける等の措置を講じる。
- 2) オーバーフロー管の大きさは、水槽の面積、余裕高及び流入量を考慮して決定すること。（給水管口径の2.0倍以上とする。）

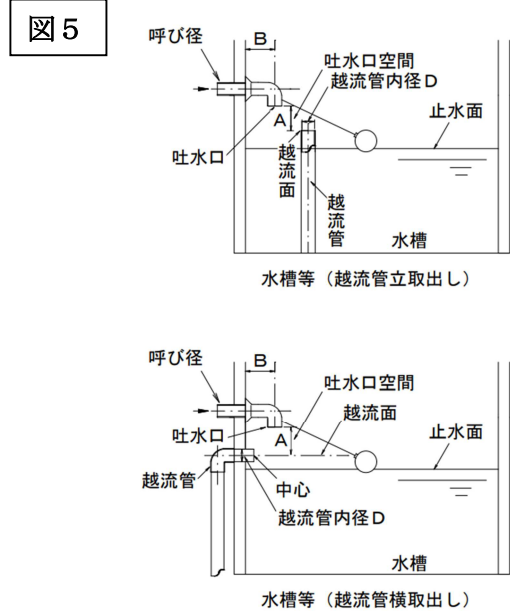


表-9.5.2 呼び径 25 以下の吐水口空間

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の中心までの垂直距離 A
13以下	25mm以上	25mm以上
13を超え20以下	40mm以上	40mm以上
20を超え25以下	50mm以上	50mm以上

備考1. 浴槽に給水する場合、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は50mm未満であってはならない。
2. プール等水面が特に立ちやすい水槽、並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm未満であってはならない。
3. 上記1.及び2.は給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

表-9.5.3 呼び径 25 を超える場合の吐水口空間

区 分	壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
近接壁の影響が少ない場合		1.7d + 5mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3d以下 3dを超え5d以下 5dを超えるもの
	近接壁2面の場合	4d以下 4dを超え6d以下 6dを超え7d以下 7dを超えるもの
		3.0d以上 2.0d + 5mm以上 1.7d + 5mm以上
		3.5d以上 3.0d以上 2.0d + 5mm以上 1.7d + 5mm以上

備考1. d: 吐水口の口径 (mm) d: 有効開口の内径 (mm)
2. 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をdとする
3. 越流面より少しでも高い壁がある場合は、近接壁とみなす。
4. 浴槽に給水する場合、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50mm未満であってはならない。
5. プール等水面が特に立ちやすい水槽、並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm未満であってはならない。
6. 上記4.及び5.は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

資料：水道施設設計指針 2012 日本水道協会

(4) 高架水槽

高架水槽は、次の各号に適合していなければならない。

- 1) 高架水槽は、最上階の給水栓から5メートル以上の位置に設置するものとする。ただし、大使用洗浄弁等を用いる水洗便所がある場合においては、最上階の給水栓から10メートル以上の位置に設置するものとする。
- 2) 高架水槽等の計画使用水量は受水槽容量の1/10程度を標準とする。
- 3) 配管工法及びこれに使用する材料は、給水装置工事設計施工基準で定められた工法並びに材料を使用すること。
- 4) 鉄筋コンクリート建造物の屋内配管は、水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管B及び管端防食継手（コア内臓）を使用すること。
- 5) バルブは、各階ごとの分岐箇所及び要所に設置すること。
- 6) 配管の適当な箇所に排気装置を設置しなければならない。
- 7) 高架水槽及び関連配管には、当該給水施設以外の設備及び配管を接続してはならない。
- 8) 高架水槽への揚水方法は、受水槽から高架水槽への揚水方法は、フロートスイッチ又は水面自動制御装置により行うこと。
- 9) 配水管と受水槽の間に水道メーターを設置する。

3. 受水槽以降の設備

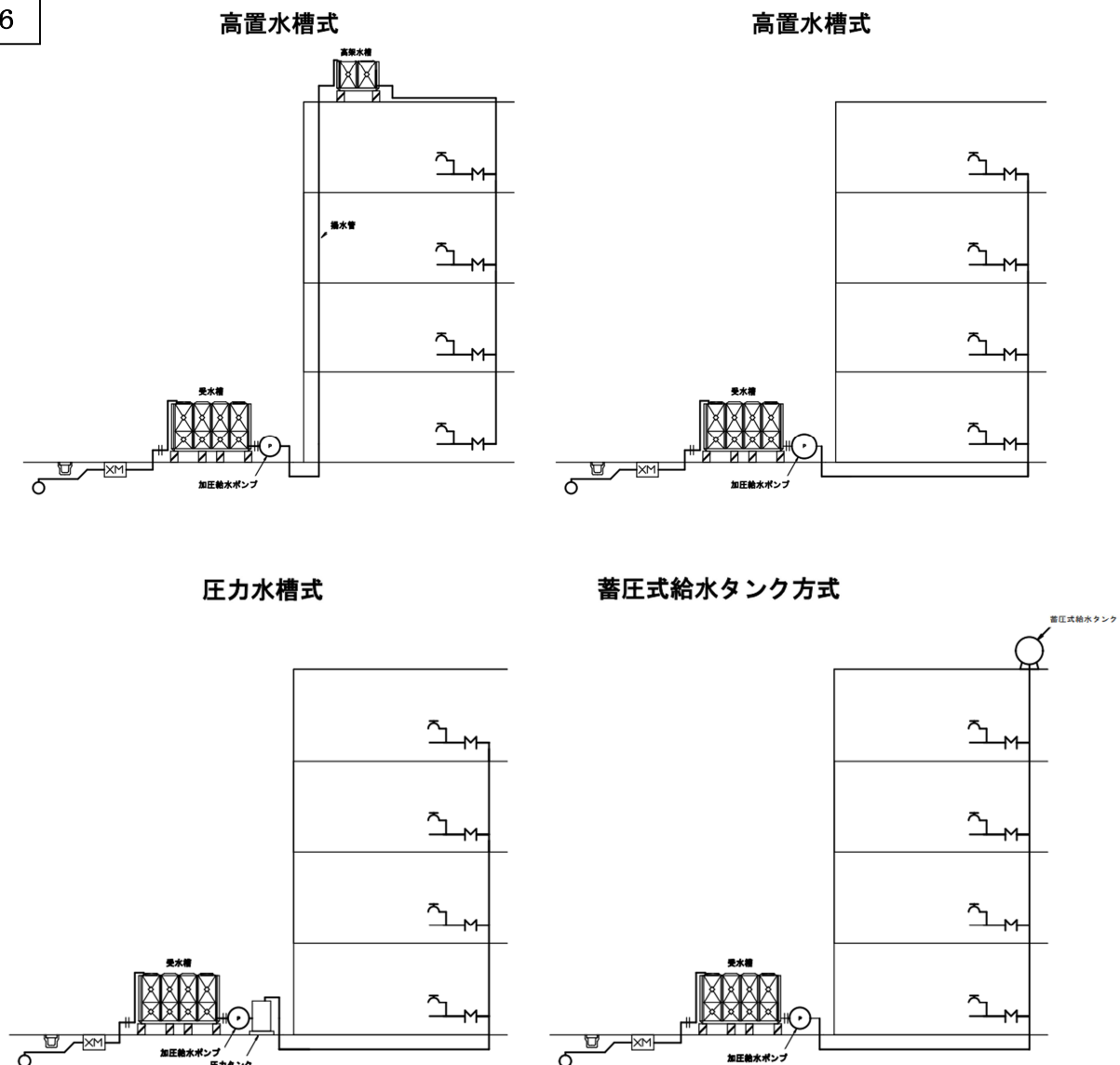
3. 1 給水方式

受水槽以降での給水方式は、高置水槽式・加圧給水方式・ポンプ直送式・蓄圧給水タンク方式等がある。

受水槽以下の給水方式

種 類	概 要 説 明
高置水槽式	受水槽から揚水ポンプにより高置水槽にくみ上げ、自然流下で給水する方式
加圧給水方式	受水槽からポンプにより圧力水槽に圧入し、水槽内に生じる空気圧により給水する方式
ポンプ直送式	受水槽からポンプにより圧送して給水する方式
蓄圧給水タンク方式	蓄圧式給水タンクを建物屋上に設置し、給水ポンプと給水管で結び、揚水管が不要な方式

図 6



3. 2 給水方式の条件

導管設備は、受水槽に準じるほか次の事項による。

- (1) 高置水槽・蓄圧タンク容量は、計画使用水量の $1/10 \sim 3/10$ 以上を有効容量で確保する。
- (2) 高置水槽の設置位置は、給水を必要とする最上階の給水栓から 5.0 m 以上を水槽の低水位 (LWL) から確保できる位置に設置する。
- (3) 導管設備に使用する配管材料は、水道法施行令第 6 条に適合していること。
- (4) 受水槽以降から給水される給水栓の圧力は、高水圧にならないよう調整し給水する。
- (5) ポンプ直送式の給水主管の最高部には、空気弁等を設置し、また、各戸の給水管には逆止弁を設置することが望ましい。
- (6) 消防用水槽を設置する場合は、給水用受水槽以降に設け、一般給水系統とは別系統とし、バルブ・逆止弁・ボールタップを付け給水する。

3. 3 維持管理

導管設備の維持管理は、受水槽施設に関する規制法等に基づき、建築物の所有者、又は管理権限を有するものが、自己の責任において行うものとする。

4. 手続き方法

4. 1 一般事項

給水方式が受水槽式給水となる場合は、新築・増改築とにかかわらず申請者は、「大崎市給水装置工事設計施工基準（以下「施工基準」という。）」並びに管理者が定める諸取扱要綱により手続きを行う。

4. 2 協議方法

- (1) 申請者は、以下に記載する関係書類を各々 1 部を添えて管理者に提出し協議を行う。
 - ① 事前協議書
 - ② 受水槽容量計算書
 - ③ 水量計算書
 - ④ 受水槽ポンプ仕様書
 - ⑤ 位置図
 - ⑥ 配置図
 - ⑦ 平面図
 - ⑧ 立面図
 - ⑨ 第 6 条確認書（材料表）
 - ⑩ その他（管理者が必要と思われる書類）
- ・ 給水設備平面図は、排水・ガス等と区別するため朱線で明示する。
- ・ 立体図は、階高及び最上階の給水栓から高置水槽までの高さ並びに最下階の給水栓から高置水槽までの高さを記入する。

4. 3 各戸計量徴収の協議

(1) 適用基準

- ① 使用目的が主として生活を営むためのものであること。
- ② 導管設備の構造が「受水槽以下設備の取扱要綱」に適合していること。

(2) メーターの設置

- ① メーターの設置は、「施行基準の3. 5 水道メーターの設置」に基づき管理者と協議を行い施工する。
- ② 集合住宅の各戸計量徴収の取り扱いを受ける場合は、「受水槽以下の設備を使用する共同住宅における各戸計量徴収に関する取扱要綱」に基づき、管理者と協議を行う。

4. 4 各種の変更及び取消し

(1) 下記事項に該当する場合は、設計変更を行う。

- ① 計画使用水量に変更が生じた場合。
- ② 給水装置工事申込後、給水管の口径に変更が生じた場合。

(2) 代理人及び指定給水装置工事事業者の変更。

「導管設備工事委任代理人及び指定給水装置工事事業者変更届」（第3号様式）に必要事項を記入・押印し提出する。

(3) 協議及び導管設備工事を取消す場合。

- ① 協議を取消す場合は、「受水槽式給水についての協議書の取消届」（第6号様式）に必要事項を記入・押印し提出する。
- ② 工事を取消す場合は、「導管設備工事取消届」（第7号様式）に必要事項を記入・押印し提出する。
- ③ 負担金の還付が生じた場合は「還付請求書」に必要事項を記入・押印し提出する。

(4) 申請者の変更

申請者を変更する場合は「申請者変更届」（第8号様式）に必要事項を記入・押印し提出する。

(5) 再協議

導管設備協議後、5年を経過し給水装置工事申込みのない物件は、新たな協議となる。

4. 5 導管設備工事の申込・しゅん工届

- (1) 指定工事業者は導管設備工事がしゅん工したときは、「導管設備工事しゅん工届」（第4号様式）に必要事項を記入し、「導管設備工事しゅん工図」（第5号様式）及び所轄保健所に届けた「簡易給水施設等完成届」の写しを添えて速やかに提出する。
- (2) 導管設備工事しゅん工届の提出は、所轄保健所に「簡易給水施設等完成届」「導管設備工事しゅん工図」を提出し受理されたあとする。

4. 6 給水装置工事の申込・しゅん工検査

- (1) 受水槽までの給水装置工事申込は、導管設備工事申込み後とし、「施工基準」に基づき申込を行う。
- (2) 受水槽までの工事申込には、所轄保健所の届けた「簡易給水施設等布設届」の写しを添える。
- (3) 受水槽までのしゅん工届及びしゅん工検査は「施工基準」に基づき行う。

4. 7 給水使用開始の申込・給水開始等

- (1) 給水開始は、管理者が行う給水装置工事のしゅん工検査に合格し、給水使用開始の申込み後とする。
- (2) 導管設備への通水は、所轄保健所からの供給開始承諾通知後とする。

排水管及び排水ます等とは、有効な排水口空間を設けるとともに、管端開口部から衛生上有害なものが入らない場所とし、更に防虫網を取付ける等の措置を講じる。

- (1) 水抜き管は、槽底の最低部に取付けるとともに、仕切弁は流出部側近に設け、短時間に排水できるよう考慮する。なお、槽底は1%以上の勾配をつけ排水溝及び吸い込みピット設けること。
- (2) 通気装置は、汚水等の流入やその他衛生上有害なものが入らないようにし、管端部には防虫網を取り付ける。
- (3) 受水槽には、必要に応じ昇降に安全なタラップを設置する。
- (4) 受水槽には、高水位・低水位警報装置を設置する。
- (5) 受水槽は、地上式・半地下式、または床置き式とし、受水槽の底・周壁は、外部から容易かつ安全に保守点検（6面管理）ができるよう建物や他の構造物等から60cm以上、天井は1m以上の離隔をとり設置する。
- (6) 受水槽を地下に設置する場合は、保守点検等の維持管理が常時安全にできるよう考慮する。
受水槽を建物内部に設置する場合は、受水槽上部空間には、空調機器・ボイラー・ポンプ等の設置、及び排水管、空調関係管等の配管をしない。
- (7) 計画使用水量を超える受水槽を設置する場合は、自動塩素注入装置などの補助施設を設置すること。
- (8) 緊急避難施設及び官公庁など緊急災害対策本部となりうる施設においては、受水槽と併せ貯水槽の検討を行うものとする。

附 則

1. この設置基準は平成3年4月1日から実施する。
2. この設置基準は平成26年3月1日から実施する。
3. この設置基準は令和7年10月1日から実施する

【作 成】

大崎市上下水道部

受水槽式給水事前協議申請書

令和 年 月 日

大崎市水道事業

大崎市長 様

受付年月日	年 月 日		協議番号	
工事種別	☐ 新設工事		お客様番号	
	☐ 改造工事		既存量水器口径	φ mm
	☐ 受水槽以下改造工事		既存施設竣工年月日	年 月 日
設置場所	大崎市			
申請者住所				
氏 名				
建築概要	建築物名称		用途業態	
	☐ 新築	地上 階・地下 階・総戸数 戸		
	☐ 改造	協議階数 [~] 階・協議戸数 戸		
計画概要	計画使用水量 ℓ/日			
	本管管種口径	φ mm		
	取出管種口径	新規 ・ 改造	φ mm	
	新規量水器口径	φ mm		
受 水 槽	☐ 新設	受水槽容量	m ³	(有効容量 m ³)
	☐ 既設	受水槽容量	m ³	(有効容量 m ³)
	☐ 新設	高置水槽容量	m ³	☐ 既設 高置水槽容量 m ³
受水槽以降方式	☐ ポンプ直送方式		☐ 高置水槽方式	
	☐ 高置水槽方式(多段式)		☐ 蓄圧タンク方式	
	製造業者名：		型番：	
	給水方式併用	☐ 無 ☐ 有	減圧弁	☐ 無 ☐ 有
工事期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日			
各戸検針希望の有無※	☐ 無 ☐ 有			
添付書類	☐ 位置図 ☐ 平面図 ☐ 構造図 ☐ 立面図			
	☐ 計画使用水量計算書 ☐ その他 ()			
協議者名	会 社 名			
	連絡先 (TEL)			
	担当者名			

※ 各戸検針希望受水槽以下の設備を使用する共同住宅における各戸計量徴収に関する取扱要綱を確認ください。

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名

大崎市水道事業
大崎市長

受水槽式給水事前協議回答書

年 月 日付けで申請がありました事前協議について、下記のとおり回答します

記

協 議 番 号	
受付年月日	年 月 日
建築物名称	
設 置 場 所	大崎市
工 事 種 別	☐ 新設工事 ☐ 改造工事 ☐ 受水槽以下改造工事
回 答 内 容	

注意事項：申請者は協議内容に対し変更が生じた場合は、再度事前協議を行うこと。

尚、申請者の変更、及び協議回答年月日より1年経過したものについては、大崎市
大崎市水道事業と協議を行うものとする。